



島根県報

平成19年 3 月30日 (金)
号外 第 58 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

訓 令

島根県職員被服等貸与規程の一部改正

(人 事 課)

訓

令

島根県訓令第 7 号

本 庁
地 方 機 関
県 議 会 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務 局
監 査 委 員 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局
島根海区漁業調整委員会事務局
隠岐海区漁業調整委員会事務局

島根県職員被服等貸与規程 (昭和46年島根県訓令第 2 号) の一部を次のように改正する。

平成19年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

別表の 1 の表 3 の項を次のように改める。

3	削除		
---	----	--	--

別表の 1 の表 5 の項中「森林林業育成グループ及び森林保護グループ」を「森林保護育成グループ及び木材利用グループ」に改め、同表10の項を次のように改める。

10	削除		
----	----	--	--

別表の 1 の表15の項中「農林振興センター地域事務所」を「農林振興センター事務所」に、「事務吏員を除く」を「地方自治法の一部を改正する法律 (平成18年法律第53号) による改正前の地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第173条第 1 項の事務吏員に相当する職員を除く。22の項及び27の項において同じ」に改め、同表22の項中「水産技術センター附属漁業無線指導所」を「水産技術センター総合調整部漁業無線指導所」に、「技術吏員」を「職員」に改め、同表25の項中「バーチャルリアリティ利用技術開発プロジェクトチーム」を「バーチャルリアリティ技術開発プロジェクトチーム」に改め、同表27の項中「 (事務吏員を除く。) 」を削る。

別表の 2 の表 5 の項を次のように改める。

5	削除		
---	----	--	--

附 則

この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

